

2026年（令和8年）第5回総会議事録

- 1 告示年月日 2026年（令和8年）5月14日（木）
- 2 通知年月日 2026年（令和8年）5月14日（木）
- 3 開催年月日 2026年（令和8年）5月29日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 2025年度（令和7年度）福山市農業委員会活動報告について
- 議案第6号 2025年度（令和7年度）農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表（案）について
- 議案第7号 2026年度（令和8年度）最適化活動の目標の設定等（案）について

6 報告事項

福山市都市マスタープラン検討委員会委員の任期の延長について
農地法等に係る専決処分・届出等について
2025年度（令和7年度）農業委員会互助会収支決算報告
福山市農地利用最適化推進委員の募集について

7 出席委員

1 番	佐藤 眞子	2 番	土屋 智樹	3 番	沖 賢二	4 番	野田 幸男
5 番	寶諸 孝也			7 番	小林 輝仁	8 番	石井 洋子
9 番	岡本 卓也	10 番	安原 理雄	11 番	能宗 秀典	12 番	下江 京子
13 番	須藤 薫雄	14 番	山本 利行	15 番	谷本 耕造		

8 欠席委員

6 番 佐藤 泰造

9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員等

事務局長	徳永 嘉則	事務局長補佐	大段 雅之
		事務局	小澤 佳弘
松永出張所	花田 宏	北部出張所	中元 進也
神辺出張所	板谷 浩司	沼隈出張所	新井 厚志
以上	7名		

1 1 議事内容
午前 1 0 時 0 0 分

事務局長	ただいまから 2 0 2 6 年（令和 8 年）第 5 回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第 3 条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数 1 5 名のうち、出席委員 1 4 名、欠席委員 1 名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第 1 0 条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号 7 番 小林輝仁（こばやし あきひと）委員と 議席番号 1 3 番 須藤薫雄（すどう しげお）委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2 0 2 6 年（令和 8 年）第 5 回総会議案書追加・訂正・取下げ事項について説明します。 配布資料の「2 0 2 6 年（令和 8 年）第 5 回総会議案書 追加・訂正・取下げ事項」をご覧ください。 議案書別冊 3 ページ 1 4 番について、申請事由欄の「新規就農」を「経営規模拡大」に訂正。
事務局 (続き)	4 ページ 2 0 番については、取下げ。 1 0 ページ 7 番について、受人住所欄（方書）に「大阪駅前第 3 ビル 2 4 階」を追加、受人氏名欄の「株式会社 ハウスプロデュース」を「株式会社

議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、5月26日の12時からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中9名の出席により、議案第1号9件、議案第3号2件、議案第4号4件、計15件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の10番から18番について報告します。 10番は、鞆町の受人が、瀬戸町の渡人から申請地に貸借権を設定し、借り受け、経営規模を拡大するものです。 11番は、鞆町の受人が、瀬戸町の渡人から申請地に貸借権を設定し、借り受け、経営規模を拡大するものです。 12番は、山手町の受人が、同町の渡人から申請地に貸借権を設定し、借り受け、経営規模を拡大するものです。 13番は、赤坂町の受人が、瀬戸町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 14番は、府中市の受人が、春日町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 15番は、川口町の受人が、水呑町の渡人から申請地に貸借権を設定し、借り受け、経営規模を拡大するものです。 16番は、箕島町の受人が、広島市の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。 17番は、府中市の受人が、田尻町の渡人から申請地に貸借権を設定し、借り受け、経営規模を拡大するものです。 18番は、岡山県総社市の受人が、大阪市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。
委 員 4 番 野田	いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 小林	松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、5月25日、午前9時20分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員6名全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号2件、議案第4号1件、合計4件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の19番について報告します。 19番は、高西町の受人が、同町の渡人から交換により農地を譲り受けて、野菜を栽培する計画です。なお、交換先の土地は、議案集別冊24ページ17番で5条届を受理した土地です。 受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10 番 安原	それでは、北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、5月26日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。 委員13名中13名の出席により、議案第1号8件、議案第2号2件、議案第3号2件、議案第4号2件の合計14件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の21番から28番について報告します。 21番は、御幸町の受人が神辺町の渡人から申請地の持分を譲り受け、単独名義にし、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。
委 員 10 番 安原	22番は、駅家町の受人が同町の渡人から申請地を譲り受け、野菜を栽培し、新規就農するものです。 23番は、駅家町の受人が同町の渡人から申請地を譲り受け、野菜を栽培

	し、新規就農するものです。 24番は、駅家町の受人が同町の渡人から申請地を譲り受け、水稻、野菜、果樹を栽培し、経営規模を拡大するものです。 25番は、駅家町の受人が同町の渡人から申請地を譲り受け、野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。 26番は、府中市鶴飼町の法人が瀬戸町の渡人から引き続き5年間の賃借権を設定して借り受け、菊を栽培し、経営規模を拡大するものです。 27番は、加茂町の受人が新市町の渡人から申請地を譲り受け、野菜を栽培し、新規就農するものです。 28番は、新市町の受人が同町の渡人から申請地を譲り受け、野菜を栽培し、新規就農するものです。 以上、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員	神辺地区の審議内容について報告します。
13番 須藤	神辺地区では、5月26日、午前9時10分から現地調査を行い、午前10時15分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号3件、第2号1件、議案第3号2件の合計6件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」29番から31番について報告します。 29番は、申請地の川南の田3筆計1,470㎡について、千田町の渡人から、南蔵王町の受人が譲り受けて、畑として耕作し、果樹を栽培して新規就農をするものです。 30番は、申請地の道上の田118㎡について、道上の渡人から、子である同地区の受人が譲り受けて、畑として耕作し、果樹を栽培して新規就農をするものです。 31番は、申請地の道上の畑108㎡について、東京都板橋区の渡人から、道上の受人が譲り受けて、野菜を栽培して新規就農をするものです。
委 員	
13番 須藤	

	申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 1 号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。説明は以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 番から 2 番について報告します。 1 番は新市町の申請人が、申請地に太陽光発電パネルを設置するものです。

	場所は、駅家中学校の西、約600メートルの所です。 2番は新市町の申請人が、申請地に太陽光発電パネルを設置するものです。 場所は、駅家中学校の西、約300メートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもなく、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 1 3 番 須 藤	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」3番について報告します。 3番は、下竹田の申請人が所有する下竹田の田298㎡について、隣接する自宅の庭として利用するものです。 なお、この申請地については、先代の頃から既に庭として利用していたため、顛末書(てんまつしょ)の提出を受けています。 現地調査を行いました、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第2号のすべての案件については、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。
事務局	議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。
議 長	これより質疑に入ります。

	発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第２号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 １ 番 佐藤	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」９ページ１番について報告します。 １番は、草戸町の受人が、申請地の草戸町の畑１筆１２９㎡について譲り受けて、倉庫及び露天駐車場として利用をするものです。 場所は草戸町大谷池から東へ約３００メートルの位置です。 現地調査の結果、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないと認められることから、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４ 番 野田	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の２番から３番について報告します。 ２番は箕島町の受人が、三吉町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場

	として整備するものです。場所は、箕島小学校より、西に約８００メートルの位置です。 ３番は岡山県総社市の受人が、大阪市の渡人から申請地を譲り受け、進入路及び露天駐車場として整備するものです。場所は、内海支所より、東に約８００メートルの位置です。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 小林	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、４番と５番について報告します。 ４番は、広島市西区の法人が、神村町の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、草刈下(くさかりしも)池(いけ)から、東南へ約２７０メートルのところ です。 ５番は、松永町六丁目の受入２人が、神村町の渡人から譲り受けて、住宅を建築するものです。場所は、シニ池から、西へ約６３０メートルのところ です。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないため、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	それでは、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の６番から７番について報告します。 ６番は広島市西区の法人が芦田町の渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、市立動物園の南、約６００メートルの所です。
委 員 1 0 番 安原	７番は大阪市北区の法人が曙町の渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、駅家南中学校の南西、約９００メートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生

	じるおそれもなく、許可妥当と判断しました。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」 8 番と 9 番について報告します。
1 3 番	8 番は、申請地の十三軒屋の田 8 0 3 m²について、御幸町の渡人から、川南の法人が譲り受けて、露天駐車場として利用するものです。
須藤	9 番は、申請地の下御領の田 2 7 1 m²について、下御領の渡人から、川南の受人が譲り受けて、隣地の福祉施設への進入路及び露天駐車場として利用するものです。
	現地調査を行いました、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 3 号の案件について、「9 番」は、平成 1 4 年度から平成 1 5 年度にかけて、オノ神地区の農業用排水施設整備事業により整備された第 1 種農地です。 「9 番」を除くその他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第 3 号「9 番」は、常設審議委員会への意見聴取案件となります。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。

委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 3 号について、「9 番」は許可相当として常設審議委員会への意見聴取とし、その他の案件は原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 3 号について、「9 番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第 4 号「非農地証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野 田	議案第 4 号「非農地証明について」の 1 番から 4 番について報告します。 1 番は、郷分町の申請地であり、平成元年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となったものです。 2 番は、赤坂町の申請地であり、昭和 3 8 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となったものです。 3 番は、沼隈町の申請地であり、平成 1 8 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となったものです。 4 番は、鞆町の申請地であり、昭和 4 0 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となったものです。 いずれも非農地として証明することに問題ないものと判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員	議案第 4 号「非農地証明について」の 5 番について報告します。

7 番 小林	5 番は、尾道市美ノ郷町の申請人が、昭和 4 0 年から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、原野となったものです。場所は、こも池から、北西へ約 9 6 0 メートルのところではす。 なお、5 番は、農振農用地区域内の農地であります、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	それでは、議案第 4 号「非農地証明について」の 6 番から 7 番について報告します。 6 番は、駅家町の申請人が、昭和 4 0 年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林になっているものです。場所は、旧服部小学校の西、約 1 . 4 キロメートルの所です。 7 番は、駅家町の申請人が、昭和 4 0 年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林になっているものです。場所は、旧服部小学校の西、約 1 . 4 キロメートルの所です。 以上、現地調査を行いました、いずれも農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質 問 等 な し —
議 長	質問等がないようですので、採決します。
議 長	議案第 4 号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —

議 長	全員挙手により、議案第４号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第５号「２０２５年度（令和７年度）福山市農業委員会活動報告について」を上程します。 事務局から説明報告をしてください。
事務局	配布資料の「２０２５年度（令和７年度）福山市農業委員会活動報告」に沿ってご説明いたします。 １ページから２ページをご覧ください。 「Ⅰ委員会活動」における「１会議」の「（１）総会」についてです。 ２０２５年度は定例総会を１２回開催しています。 定例総会では、主に農地法各号の規定による許可申請に対する処分のほか、諮問に対する答申などの案件について、それぞれご審議いただきました。 ご審議いただいた結果については、別途配布しております「２０２５年度（令和７年度）農地移動の実態」に取りまとめておりますのでご確認ください。 次に、「（２）役員会」についてです。 ２ページ下段から３ページ上段をご覧ください。 昨年度は、役員会を３回開催し、「農業委員会の活動」や「農業委員、推進委員の辞任」とこれに伴う募集選定などについてご協議いただきました。 次に、３ページ中段の「２研修」についてです。 まず、「農地パトロール」関係として、７月～８月にかけてパトロール実施研修とタブレット端末操作研修を開催しています。 毎年県内３か所で開催されるブロック研修会では、地域計画や農地中間管理事業について研修をしていただきました。 また２月には、徳島県鳴門市において、一括ほ場管理と作業分担によるスマート栽培体系の実証成果について現地見学と新しい技術の研修を実施し、委員の皆様の知見を深め、資質の向上に努めていただきました。
事務局	次に、「３関連諸会議等」についてです。 ３ページ下段から４ページをご覧ください。 （１）広島県農業会議等主催の会議関係については、「農業委員会会長・事

	務局長会議」をはじめ、農業委員会活動や中間管理機構との連携、地域計画の策定についての取り組みなどについて協議がされています。 第126回から第127回の広島県農業会議総会では組織人事や事業実績・計画、収支など予算関連事案について審議がされました。 また、5月と11月に「全国農業委員会会長大会」が東京都において開催され、政策提案の決議をはじめ、本県選出の国会議員への要請活動を行っています。 最後に、(2) 常設審議委員会です。 毎月18日に意見聴取案件に対する審議が行なわれており、谷本会長が常設審議委員として出席されています。 各市町からの諮問案件について意見の取りまとめが行われており、説明案件がある場合は、説明者として事務局員も出席しています。 説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 ただいまの農業委員会活動報告について説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第5号は原案のとおり承認されました。
議 長 議 長	次に、議案第6号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を上程します。 事務局から説明してください。

事務局	資料の別紙様式5「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。 この取り組みは、農業委員会の運営の透明性を確保するため、全国の農業委員会で実施されているものです。 1ページの「Ⅰ農業委員会の状況」については、令和7年4月1日現在の農業委員会の体制と市内の農家・農地の概要が記載されています。 認定農業者などの「農業の担い手」は、159経営体で、耕地面積は3,360ヘクタールです。 なお、表中に記載のある「総農家数」、「基幹的農業従事者数」等は、2020年の農林業センサス数値となっています。 農林業センサスは経営耕地面積1,000平方メートルまたは農産物販売金額が年間15万円以上が調査対象となっています。 次に2ページから5ページの「Ⅱ最適化活動の実施状況」についてです。 「1最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」についてですが、2ページ中段の「③実績」をご覧ください。 令和7年度における担い手が新規集積した農地の面積は246.2ヘクタールで、担い手の市内における集積面積は244.8ヘクタールとなり、集積率は7.3%でした。 農地の集積については、目標の集積率の10.5%は下回りましたが、農地利用最適化推進委員を中心に農地の利用集積に努め、一定の実績を積み上げることができました。 次に「(2)遊休農地の発生防止・解消」についてです。 3ページ上段の「③実績」をご覧ください。 遊休農地については、新たな遊休農地も多く確認されています。 この遊休農地のうち、解消実績面積は0ヘクタールとなり、営農再開に向けた取り組みを図ることが今後の課題となりました。 下段の「④その他」には、令和7年度に実施した農地の利用状況調査の実施状況について記載しています。 農地の利用状況調査等については、概ね当初の計画とおりに活動を実施しました。
事務局	令和6年度から実施している衛星画像データのAI解析による遊休農地判定の導入精度の向上を図り、前年度に引き続きタブレット端末を活用した調

事務局	査を行って、積極的に遊休農地の把握に努めました。 3 ページ下段から 4 ページ上段の「(3) 新規参入の促進」です。 新規参入については、新規参入者や借受希望者に対し、随時農地の情報提供や斡旋等を行ってきています。 4 ページ上段の「③実績」をご覧ください。 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積については、目標面積の 6. 7 ヘクタールに対し、実績は 3. 1 ヘクタールで目標達成状況は 4 6. 3 パーセントでした。 引き続き貸出希望者からの情報を取りまとめて借り受け希望者への情報連携を図ってまいります。 4 ページ中段から 5 ページにかけての「2 最適化活動の活動目標」についてです。 当初目標として「推進委員等が最適化活動を行う日数」については、1 人当たりの月活動日数を 8 日、また「活動強化月間」は集積を進める利用権設定等の受付時期を中心に年 5 回と定めていました。 強化月間については、目標どおりに年 5 回実施し、この間に担い手への農地集積のために中間管理事業の推進等を図り、借受者の掘りおこしを実施しました。 5 ページ下段の評語についてです。 農業委員会の目標の達成状況の評語については、成果目標に対する達成状況と活動目標に対する達成状況を点数化した結果、該当する所定の評語「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。 また、「推進委員等の点検・評価結果」の評語については、成果目標に対する達成状況と委員のみなさまから報告いただいた活動記録からの 1 年間の活動日数実績を点数化し、該当する所定の評語の集計となっています。 「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が 3 人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が 3 9 人となりました。 6 ページには、事務の実施状況について記載されています。 「1 総会、部会の開催実績」は、毎月末に定例総会を開催し、年間の開催は 1 2 回でした。 中段には総会で審議いただいた案件の「2 農地法第 3 条に基づく許可事務」の処理件数 2 6 1 件と「3 農地転用に関する事務」の処理件数の 1 6
-----	--

	3 件を計上しています。 「4 違反転用への対応」について、違反転用者に対し適正な手続き等をするよう指導等をした結果、解消面積は1. 9ヘクタールとなっています。 説明は以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、採決します。 議案第 6 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 6 号は原案のとおり承認されました。
議 長	次に、議案第 7 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を上程します。 事務局より説明してください。
事務局	資料別紙様式 1 の「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。 各農業委員会は、農林水産省経営局長通知の「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、毎年度最適化活動の成果目標と活動目標を設定し、公表することとされています。
事務局	1 ページには、農業委員会の状況として、「1 令和 8 年 4 月 1 日現在の農業委員会の現在の体制」と「2 市内の農家・農地等の概要」が記載されています。 農家・農地等の概要については、直近の 2 0 2 5 農林業センサス公表数値に基づいています。 2 ページから 3 ページをご覧ください。

	成果目標として「(1) 農地の集積」、「(2) 遊休農地の解消」、「(3) 新規参入の促進」と3つの目標を設定しています。 2 ページ上段の「(1) 農地の集積」ですが、現在、市内における担い手の集積面積を245ヘクタール、集積率は7.4パーセントを設定しています。 本市では、令和12年度までに集積率を27.6パーセントにする長期目標があり、今年度の新規集積面積は130ヘクタールを設定しました。 次に「(2) 遊休農地の解消」について、現況では1号遊休農地は554ヘクタールとなっており、この内、比較的荒廃程度の軽い緑区分が379ヘクタール、重い黄色区分が175ヘクタールとなっています。 今年度の解消目標については、緑区分については2ヘクタール、黄色区分は地域計画を策定する中で有効的な土地利用の方法を検討するとしています。 3 ページ上段の「(3) 新規参入の促進」の令和7年度実績は92経営体で集積面積が7.4ヘクタールでした。 この新規参入者への権利移動面積目標は、過去3年間の権利移動面積の平均の1割を「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地」として6.2ヘクタールを設定しています。 次に3 ページ中段からの「2 最適化活動の活動目標」についてです。 (1) の最適化活動を行う活動日数を1カ月あたり8日、(2) の活動強化月間は中間管理事業の設定等の受付期である4月、8月、9月、12月、1月、3月を中心に新規参入者の掘りおこしを実施することとしています。 今年度においても9月に開催される広島県主催の新規就農相談会へ参加することとしています。 説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、採決します。 議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員	— 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 7 号は原案のとおり承認します。
議 長	次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の 13 ページから 18 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、11 件を事務局長専決で受理しました。 19 ページの「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」及び 20 ページから 25 ページの「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 4 条 4 件、5 条 21 件を農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、事務局長専決で受理しました。 26 ページの「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 16 号の規定による協議書の受理について」です。 認定電気通信事業者が行う中継施設等の敷地に供するため、農地を農地以外のものにする場合については農地転用の制限の例外となります。これについて、1 件の協議書を受理しています。 27 ページ「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が 4 件ありました。 28 ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から 1 件の照会があり、調査の結果、農地性がないことを確認いたしました。回答期限が照会のあった日から 2 週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。 29 ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1 件を受理しました。
事務局	

	専決処分及び届出等については以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	発言等もないようですので、次に「２０２５年度（令和７年度）農業委員会互助会収支決算報告」について、事務局から説明してください。
事務局	「２０２５年度（令和７年度）農業委員会互助会収支決算書」をご覧ください。 収入金額については、前年度からの繰越金が７３，５９２円、会費について９０，０００円、新年会戻入が４，６００円、視察戻入が１００，０００円、利息２１６円で合計が２６８，４０８円でした。 支出金額については、弔慰金１０，０００円、見舞金１５，０００円、新年会助成金３１，０００円、視察経費１０７，８７９円で合計が１６３，８７９円でした。 収入金額と支出金額の差し引き額の１０４，５２９円が次年度繰越金となっています。 この２０２５年度（令和７年度）の互助会収支決算については、谷本会長に２０２６年（令和８年）４月３０日付で通帳等の監査をいただいています。 説明は以上です。
議 長	ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして２０２６年（令和８年）第５回福山市農業委員会総会を終了します。

午前１１時３０分閉会